

## 芦別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

### (制定の趣旨及び内容)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設（認定子ども園、新制度へ移行した幼稚園及び保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業）の利用者負担について、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定めることとされていることから、当該負担額を設定するため、本条例を制定するものである。

### ・ 利用者負担額の設定

#### ① 法第19条第1項第1号に該当するもの（1号認定）

子どもが、満3歳以上で、新制度へ移行した幼稚園及び認定子ども園で教育を受ける場合の利用者負担額については、次のア及びイに記載する額とする。

ア 市内の当該施設の利用を希望する場合は、第1階層は国基準額どおりの0円とし、第2階層は国基準額にかかわらず0円とし、第3階層は国基準額の5割減とし、第4階層は国基準額の4割減とし、第5階層は国基準額の3割減とする。

イ 市外の当該施設の利用を希望する場合は、国基準額どおりとする。

#### ② 法第19条第1号第2号に該当するもの（2号認定）

子どもが、満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所、認定子ども園で保育を受ける場合の利用者負担額については、現行の芦別市保育所条例に規定する保育料と同額とする。

#### ③ 法第19条第1項第3号に該当するもの（3号認定）

子どもが、満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所、認定子ども園、小規模保育所、家庭的保育所、居宅訪問型保育所、事業内保育所で保育を受ける場合の利用者負担額については、現行の芦別市保育所条例に規定する保育料と同額とする。

### ・ 利用者負担額の日割計算について

月の途中に入退所した場合の日割計算について規定。

① 教育施設・土曜日を閉所する施設を利用する場合は、20日を基本として日割計算を行う。

② ①以外の施設を利用する場合は、25日を基本として日割計算を行う。

### ・ 利用者負担額の徴収及び納付について

法附則第6条第4項の規定により、私立保育所については、市が利用者負担額を徴収（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条により市が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁するため。）することとなっていることから、利用者負担額及び納付期日を規定する（市内の保育所を利用する場合の徴収根拠は、芦別市保育所条例の規定による）。

### ・ 利用者負担額の減免について

現行の保育料の減免内容と同じく規定。

※ なお、附則において、本条例に保育所の利用者負担額（保育料）を規定することから、芦別市保育所条例の保育料の規定について整備を行う。

### (施行期日)

平成28年10月1日から施行する。